

## 電子化時代の評価選別論

### －オーストラリアのDIRKS方法論について－

国立公文書館 中島 康比古

#### はじめに

「電子政府」・「電子自治体」の時代において、公文書館は「歴史資料」をどのように評価選別すればよいのだろうか。電子記録を長期に保存・利用していくための方法は未だ確立されていない。保存期間満了を迎えた30年保存文書の評価選別して公文書館に移管しようとしても、マイグレーションや媒体変換等の適切な処置を講じていなければ、既に利用できない状態に陥っているかもしれない。「歴史資料」の評価選別どころか、30年の保存期間中に情報公開の開示請求があった場合にも、その請求に応えられないという事態も考えられる。

電子記録時代の評価選別はどのように行えばよいのか。それ以前に、電子記録時代の評価選別は何を目的として行うのか。これらの問いに対して、オーストラリアでは、理論と実務の両面で、ユニークな取り組みを行っている。その取り組みは、理論的には、「レコード・コニティニュウム論」という新たなパラダイム（認識枠組み）を創出し、実務的には、世界ではじめて記録管理の目的にアカウントビリティを掲げたオーストラリアの記録管理規格AS4390に結実した。このAS4390を基にして、2001年9月には記録管理の国際規格ISO15489が制定されている<sup>1</sup>。

本稿では、オーストラリアの理論・実務両面の動向を概観し、電子記録時代の評価選別論について考えたい。

<sup>1</sup> ISO15489については、小谷允志「記録管理の国際規格ISO15489の概要」第1回～第4回『月刊IM』vol.42 No.7～No.10（2003年7月～10月）を参照。

## 1 ライフ・サイクル論と評価選別

ライフ・サイクル論は記録 (records) やアーカイブズ (archives) の世界で長く強い影響を与えてきたパラダイムである。組織の社会的活動の過程で作成された記録は、現用段階では頻繁に利用される。通常、作成者 (組織) にとっての記録の利用価値は時の経過と共に減ずる。利用頻度が低下した記録は、作成者の身近な保管場所から、中間的な保管庫 (records center) へと移され、参考資料として利用される。これが半現用記録の段階である。さらに、作成者にとっての利用価値がなくなり業務上の利用が完了した時点で、記録は非現用となり、最終処分 (disposition/disposal) が行われる。最終処分において、大部分の記録は廃棄されるが、非現用記録のうち、広い意味で研究的価値をなお有する記録がアーカイブズとして保存するよう選別され、作成機関の管理下から離れて、公文書館へ移管される。

ライフ・サイクル論は、アーカイブズを適切に保存するためには、アーキビストは現用・半現用段階のレコードマネジメントの責任から超然としているわけにはいかないとの問題意識から生まれた<sup>2</sup>。ライフ・サイクル論には、非現用のアーカイブズを保存・公開する公文書館が現用段階のレコードマネジメントに積極的に関与する契機が包含されていたといえる。しかしながら、その関与は、記録 (records) とアーカイブズ (archives) との区別を前提としたものである。そこにおける評価選別 (appraisal) とは、作成者にとっての利用価値がなくなり一つの生涯 (a life) を終えた記録に、アーカイブズとしての新たな生命 (another life) を与えるか否かについての意思決定であるということになるだろう。

## 2 「レコード・コニティニューアム」とは？

従来のライフ・サイクル論に代わり、1990年代半ばに登場したのがレコード・コニティニューアム論である。北米の研究者・実務者によるオーストラリア

---

<sup>2</sup> Cook, Terry, "What is Past is Prologue: A History of Archival Ideas since 1898, and the Future Paradigm Shift," *Archivaria*, 43 (Spring 1997).を参照。

訪問の後に、同国のモナシュ大学で立ちあげられた研究プロジェクトの中から誕生した新たなパラダイムである。

レコード・コニティニウム論は、ライフ・サイクル論の次のような性質を拒絶する<sup>3</sup>。

- ・ 記録自体を中心に据えたモデルである。
- ・ 物的存在としての記録を対象とする。
- ・ 物的存在としての記録の保管の役割・戦略の枠に閉じこもる。
- ・ 作成後の記録の管理に焦点がある。
- ・ 記録とアーカイブズとを区別する。
- ・ レコードマネジャーとアーキビストとの間に一線を画する。

レコード・コニティニウム論は、記録が作成・保存・利用される社会的コンテキストを重視する。電子化によって物的性質が把握しにくくなった記録の論理的性質に注目する。記録の管理は、個々の記録の作成後ではなく、作成時点または作成前のレコードキーピング (Recordkeeping) システムの構築から行う。システム構築の際には、記録作成者の社会的活動と記録との統合を念頭に置く。記録とアーカイブズという二元論的理解を離れ、文書 (document) - 記録 (record) - アーカイブ (archive) - アーカイブズ (archives) という連続体 (continuum) として捉える。レコードマネジャーとアーキビストはレコードキーピングの専門家として統合される。レコードキーピング専門家の使命は、組織的 (組織内部における) ・ 民主的 (広く社会に対する) ・ 歴史的 (後世に対する) アカウンタビリティと密接に関連するものとして位置づけられる。

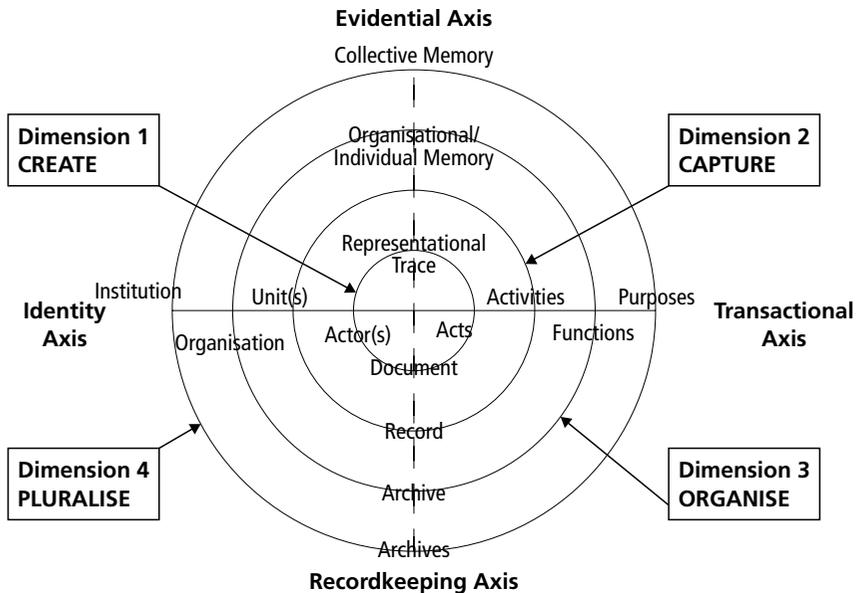
次頁の図は、モナシュ大学の研究プロジェクトの一員であるフランク・アッ

<sup>3</sup> 以下、レコード・コニティニウム論については、Mckemmish, Sue, "Yesterday, Today and Tomorrow: A Continuum of Responsibility," *Proceedings of the Records Management Association of Australia 14th National Convention, 15-17 September 1997, RMMA Perth 1997*. 及び Upward, Frank, "Structuring the Records Continuum - Part One: Postcustodial Principles and Properties," *Archives and Manuscripts*, 24(2) 1996.並びに Pederson, Ann, "Australian Contribution to Recordkeeping," (<http://john.curtin.edu.au/society/australia/indexframe.html>) (accessed 2003.10.29)を参照。

なお、レコード・コニティニウム論について触れた日本語論考としては、安藤正人「アーカイブズ学の地平」国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』上巻 (柏書房、2003年)がある。

プウォード (Frank Upward) が1996年に発表した概念図である。縦軸は証拠軸 (Evidential Axis) とレコードキーピング軸 (Recordkeeping Axis) から、横軸は主体軸 (Identity Axis) と執行軸 (Transactional Axis) から、それぞれ構成され、作成 (Create)・捕捉 (Capture)・組織化 (Organise)・多元化 (Pluralise) の4次元の広がりを持つモデルである。

## Records Continuum Diagram (Upward,1996)



第1次元では、ある行為について、その行為を表現する痕跡を記録する文書 (document) が行為当事者によって作成 (create) される。第2次元では、組織 (や個人) の社会的活動の証拠 (evidence) として機能するよう、文書 (documents) を捕捉する。ここで捕捉されたものが記録 (record) であり、その記録は行為当事者を含む業務単位 (unit) において共有されることとなる。行為当事者が作成した文書 (documents) は、自動的に記録 (record) になるわけではなく、レコードキーピングシステム内に取り込む (capture) という手順を踏む必要があるということである。第3次元では、レコードキーピング過程の組織化が行われ、組織 (や個人) は、その社会的機能の記憶 (memory) としてのアーカイブ (archive) を形成する。第4次元では、複数の組織で形

成されたアーカイブズ (archives) が包括的な枠組みに取り込まれ、組織 (や個人) の社会的目的の集团的・社会的、歴史的、文化的記憶を形成する。

4次元の広がり、時間の経過を基盤としていない。記録は、作成の瞬間から現用記録であると同時に歴史的記録でもある。従来の用語法にならば、第3次元で形成される組織的記憶は記録の「第一義的」(primary) 利用に、第4次元で形成される集团的記憶は記録の「第二義的」(secondary) 利用に、それぞれ対応している。しかしながら、従来のライフ・サイクル論と異なり、記録は作成時点から組織的記憶であると同時に集团的記憶として機能するという見方をレコード・コニティニュウム論は採るのである。

### 3 DIRKS方法論

レコード・コニティニュウム論は、オーストラリアの記録管理規格AS4390の策定に影響を与えた。同規格は、記録が確実に作成され捕捉されているの可否かを問うことが、電子記録時代の評価選別において最も重要であるとの認識に基づいている。同規格が策定された時点において、完全かつ正確な電子記録は自動的にレコードキーピングシステム内に取り込まれていなかった (今日においても、適切に取り込まれているとはいえない)。そこで、生み出されたのが、<sup>デークス</sup>DIRKS方法論である。

DIRKSとは、Designing and Implementing Recordkeeping Systemsの略称であり、直訳すれば「レコードキーピングシステムの設計と実施」となるだろう。DIRKSは、電子記録時代に対応するレコードキーピングシステムを設計し実施するための実践的方法論であり、レコードキーピングのベスト・プラクティスを体系化したAS4390に基礎を置いている<sup>4</sup>。

DIRKSは8段階の過程からなる<sup>5</sup>。第1段階は「予備調査」である。ここで

---

<sup>4</sup> 以上、レコード・コニティニュウム論とAS4390、DIRKS方法論の相関については、香港大学・EASTICA共催「既卒者向けアーカイブズ学講座」(2003年1月)における「評価選別論」講師スティーヴ・スタッキー氏の指摘による。同講座の概要については、拙稿「香港における『既卒者向けアーカイブズ学講座』に参加して」『アーカイブズ』第12号(2003年7月)を参照。

<sup>5</sup> 以下、DIRKS方法論については、オーストラリア国立公文書館ホームページ (<http://naa.gov.au/recordkeeping/dirks/summary.html>) を参照。

は、組織自体の構造や、組織を取り巻く業務上および法規制上ならびに社会政治的環境を理解し、組織文化や技術的環境などのレコードキーピングに影響を与える主要な要素（長所と短所）を把握する。評価選別の観点から極めて重要なのは、社会政治的環境、特に利害関係者（stakeholders）の同定である。

第2段階は「組織活動の分析」であり、組織活動の内容と過程を分析する。その際、組織活動を機能(function)・業務(activity)・事務処理(transaction)の3段階に分けて分析する。例えば、官民を問わず、ほとんどの組織は出版物の刊行という機能を有している。この機能に対応した業務には、原稿作成、マーケティング、出版物の配送等がある。このうち、原稿作成という業務は、草稿の作成や、コメントを求めるために草稿のコピーを配布すること、コメントを受けること、草稿作成者によるコメント評価などの事務処理から構成されている。これらの機能・業務・事務処理の相互関係や複数の機能相互の関係等を分析した結果をもとに、多種多様な組織活動を内容や重要度等に応じて分類した業務分類体系(business classification scheme)を構築する。この分類体系が最終処分規準(disposal authority)の基礎となる。

第3段階は「レコードキーピング要件の同定」を行う。記録の作成・保存期間・最終処分・利用・形式・内容・質等に関する要件を見きわめ、記録の評価選別・最終処分をサポートする枠組みを策定する。レコードキーピング要件は、主にアカウントビリティ等の法規制上の必要のほか、業務上の必要や社会の期待を考慮に入れた上で同定される。

以上の第1段階から第3段階は、「適切なレコードキーピングを実行するためには、何をなすべきか？」を見定めるためのステップであり、その副産物が最終処分規準である。最終処分規準は、組織活動の類型に応じて、その活動の過程で作成される記録を分類し、記録類型ごとに最短保存期間と最終処分方法(廃棄または公文書館への移管)とを定める。保存期間満了記録の最終処分について、明確な規準を示すことにより一貫性を保証すると同時に、個別にはなく典型的に取り扱うことにより事務の効率化をもたらす。また、個々の記録が作成される以前に最終処分方法を定めることにより、事後的に第三者によって不適切な決定が行われるリスクを低減することが可能になる。

DIRKSの第4段階以降は、レコードキーピングシステムの設計・実施の段階へ入る。まず、第4段階では「既存システムの評価」を行う。第3段階で同定されたレコードキーピング要件を現行システムがどの程度満たしているかを検証する。その際に留意しなければならないのは、レコードキーピングに対する組織の姿勢や業務のプロセス、職員の知識・技能などのインフラストラクチャーの評価である。

第5段階では「レコードキーピングのための戦略」を構築する。第4段階で明らかになったレコードキーピング上の組織の短所を克服し、第3段階で同定された要件を満たすための最善の方針、ベスト・プラクティス、基準などを選択する。例えば、長期に保存しなければならない記録の作成時には「中性紙」を用いるという伝統的基準に相当する電子記録時代の基準とは、長期保存を容易にするためにXMLを用いて記録を作成することである。

第6段階では「レコードキーピングシステムの設計」を行う。第5段階で構築された戦略をシステム実施用の設計図に変換する。この段階では、組織の幹部やIT担当者、システムのユーザーである組織の成員との密接な協力関係を築くことが不可欠である。組織方針を定め、必要ならば業務手順を再設計し、各ユーザーに対してレコードキーピングの責任を課すとともに、研修計画を樹立する。

第7段階は「レコードキーピングシステムの実施」である。成功の秘訣は、組織文化を理解し、動員できる組織資源の範囲内でシステムを実施し、広報・研修等を通じてシステムユーザーを巻き込むことである。

最後の第8段階は「実施後の検証」である。DIRKS方法論を用いて実施したレコードキーピングシステムとDIRKSの過程で作成された各種のツール－業務分類体系、最終処分規準、新たな業務手順等－との有効性を検証する。システム全体や各種のツールに問題が見つかった場合には、再度DIRKSの第4段階に戻って、システムの見直しを行う。

以上がDIRKSの概略である。DIRKSの第1段階から第3段階の副産物である最終処分規準は、主に組織が作成する記録の中から公文書館で保存し一般の利用に供する「歴史資料」を選定するという評価選別の合理化・効率化に資す

る実践的ツールである。だが、DIRKSの全体像は、そのような評価選別の枠を超えて、記録の作成から最終処分までの全プロセスを包含するレコードキーピングの改善を行うための方法論なのである。ただし、現在までのところ、DIRKSを生み出したオーストラリアにおいても、主に最終処分規準の適用範囲を拡大するために用いられているとのことである<sup>6</sup>。

なお、DIRKSの8段階のプロセスの基本的な考え方は、AS4390を基にして制定されたISO15489にも受け継がれている。

#### 4 記録の現在

ここでは、1990年代半ばにレコード・コニティニューム論とDIRKS方法論とが生み出された背景等について、若干私見を述べたい。

第一に、電子記録時代の到来である。完全かつ正確な記録が自動的に作成・捕捉されなくなれば、将来の世代に「歴史資料」を遺すことは極めて難しくなる。また、いったん作成・捕捉されたとしても、電子記録の保存や継続的利用は容易でなく、記録の重要度や必要性に応じた対策を講じなければ、「歴史資料」の保存・利用だけでなく、長期の業務利用さえ覚束ない。情報公開に応じることでもできなくなる危険性がある。長期に保存・利用する必要がある記録をあらかじめ選定できれば、そのような記録にのみマイグレーションや媒体変換等の対策を集中して実施することが可能になろう。

第二に、アーカイブズ界における評価選別論の潮流の変化がある。記録は「一次的価値」と「二次的価値」を有し、さらに「二次的価値」には「証拠的価値」と「情動的価値」があるとシェレンバーグが指摘したとき、評価されるのは専ら記録自体の価値であった。これに対して、1980年代からテリー・クックが理論的論考を発表し1990年代に入ってカナダ国立公文書館が採用した巨視的評価戦略は、記録自体の分析ではなく、記録が作成される組織の機能・業務の分析に重点を置いた<sup>7</sup>。レコード・コニティニューム論とDIRKS方法論

<sup>6</sup> 2002-2003 *Annual Reports of National Archives of Australia and National Archives of Australia Advisory Council (2003)*を参照。

<sup>7</sup> 以上、評価選別論の潮流の変化については、安藤福平「評価選別論の課題」『広島県立文書館紀

は、このカナダの理論と実践の延長線上に位置づけられよう。レコード・コンティニューム論とDIRKS方法論も、組織の活動の過程で記録が作成されるコンテクストを重視し、DIRKS方法論では、そのコンテクストを組織の機能・業務・事務処理の分析を通して把握し、それによって得られる業務分類体系を最終処分規準の決定に反映させるのである。

思うに、レコード・コンティニューム論においては、アーカイブズ (archives) は、必ずしも「史料」や「歴史資料」を意味しないと考えられる。文書 (document) からアーカイブズ (archives) までの連続 (continuum) において、記録 (record) やアーカイブズ (archives) はそれらを共有・共用する主体の広がりやコンテクストの多様性等に応じた概念なのであり、社会の全ての成員－現在だけでなく将来の社会の成員を含む－による共有や共用を制度的に保証すべき組織や個人の社会的目的を記録した記録物こそが、アーカイブズなのであろう。その共有や共用が保証される時間が、ほんの一瞬 (1ナノ秒) でも1000年間であろうとも。このように考えると、レコード・コンティニューム論というパラダイムにおける評価選別は、非現用記録から歴史資料を選定するという枠を踏み越えている。むしろ、記録の利用の多様性を考慮に入れて、無数に作成される文書 (document) の中から、何を記録 (record) としてシステム内に取り込み、アーカイブ (archive) やアーカイブズ (archives) として保存・利用していくかを決定することが評価選別なのだと考えられる。しかも、システム内に取り込まれた記録は、業務単位で共有・共用されると同時に、組織全体で共有・共用するアーカイブにも、社会が集団的に共有・共用するアーカイブズにもなり得るのである。

このようなパラダイムが登場したのは、記録を作成する現代の組織がアカウントビリティ (accountability) を果たすよう求められているからであろう。あらゆる組織は、組織活動の適正さを活動の過程で作成された証拠 (evidence) によって証明できる状態を常に保ち続け、必要があれば証拠としての組織記録

---

要』第6号 (2001年) 及びCook, Terry, "What is Past is Prologue: A History of Archival Ideas Since 1898, and the Future Paradigm Shift"を参照。

を公開することが求められている。とりわけ、公的組織においては、情報公開制度の実施に伴い、組織活動の過程で作成される記録は、原則としてすべて情報公開の対象とされ、記録は作成時点から作成者（組織）だけでなく広く一般に利用－非開示情報が含まれている可能性があるとはいえ－されることが想定される。公的組織の記録が作成時点から原則として公開の対象であるということは、レコード・コニティニユーム論の文脈に直せば、すべての記録（record）は社会が集団的に共有・共用するアーカイブズ（archives）でもあるということになるのではないだろうか。ある記録は1ナノ秒後にはアーカイブズとしての機能を失い、他の記録は1000年後にもアーカイブズとして機能し続けるということはあるだろうが。

## おわりに

2002年にISO15489をJIS化するための作業が着手され、日本でも、ISO15489の原型を創出したオーストラリアの理論と実践に注目が集まっている。駆け出しのアーキビストである筆者も関連文献を読み漁っている最中であり、今回の拙稿は経過報告と印象批評に終始した感が否めない。今後も調査・研究を継続し、オーストラリアの理論と実践の全体像の理解に努めていきたい。

## ※ 付記

前号の拙稿で報告した「既卒者向けアーカイブズ学講座」については、2004年夏に同様の講座を再び香港で開講することが、2003年11月に中国浙江省杭州市で開かれた第6回EASTICA総会において決定しました。

なお、2003年1月の同講座を受講した筆者には、2003年7月10日付で香港大学專業進修学院及びEASTICAから修了証が授与されました。